

特許出願手続きにおける証明書について

特許法では、原則として発明の新規性は出願の時を基準とし、それ以前に研究発表（含論文発表）を行った場合は、新規性がないため特許を受けることができないとされています。

平成 23 年度日本水産学会春季大会におきましては、口頭発表ならびにポスター発表は取りやめとなりましたが、講演要旨集を発行し、参加登録者に配付することにしております。これをもちまして、発表内容の新規性喪失に該当することとなります。しかし、講演要旨集への発表は、特許法第 30 条の適用を受ける公表の形態のうち、刊行物に発表した場合に該当し、新規性喪失の例外適用になりますので、従来学会が発行して参りました証明書（学会ホームページの「特許申請について」をご参照ください。）を添付する必要はありません。特許庁のホームページにあります、「発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための出願人の手引き」（http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pdf/reigai/30jo_tebiki.pdf）に従って、手続きを行うことで、新規性喪失の例外適用ができますので、お知らせいたします。